

団体向け

飼い主のいない猫のために 活動する費用を補助します

飼い主のいない猫の増加防止対策として
適正に管理する活動に取り組む団体を支援します



補助額

150,000円を限度

※申請は同一の団体に対し各年度1回まで



補助対象

捕獲費、不妊去勢手術費、病院等搬送費 等



申請できる団体

- ・ 2世帯以上の地域住民等で組織され、その半数以上が日立市民であること。
- ・ 地域猫活動を3年以上継続して行えること。



受付期間

令和7年4月21日(月)から令和8年1月16日(金)まで

※予算額に達した時点で、受付は終了となります

手続きの流れ

①申請

- ・窓口や市ホームページから申請書入手する。
 - ・必要書類を準備し、環境推進課に提出する。
- 添付書類：申請書、事業計画書、事業概要書、
収支予算書、地域猫活動団体構成員名簿
活動対象地域を示した地図
補助金交付請求書、口座振替依頼書



②交付

- ・補助金の交付を決定しましたら、通知します。
- ・補助金は交付決定後に、指定の口座に振り込みます。
- ・交付が決定した日から、物品等の購入ができます。



③活動

- ・提出した事業計画書に沿って活動を行う。



④報告

- ・活動終了後、実績報告書などを提出する。
(領収書やレシートの写しが必要となります。)
- ・**実績報告書提出期限 令和8年3月6日(金)**

申請・問い合わせ先

日立市役所 市民生活環境部 環境推進課
〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号
TEL：0294(22)3111 内線543・749